

竹富町多機能型貨物輸送船 運航事業者候補募集要領

1 対象施設の概要

- (1) 設置目的 竹富町と石垣市間における生活物資や地域経済の維持に資する物資等を安定的かつ効率的に輸送し、産業の振興及び定住環境の構築を図ることを目的とする。
- (2) 名称 未定
- (3) 船種 貨物船（不定期）
- (4) 航行区域 限定沿海
- (5) 総トン数 約 79 トン
- (6) 全長 約 27.00 メートル
- (7) 最大幅 約 7.00 メートル

2 管理業務の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 業務に関連した利用者等の個人情報適切に行うこと。
- ※管理業務の基準に関する細目事項は、協議の上、協定書で定める。

3 運航事業者の業務等

- (1) 施設の設置目的を達成する業務
- (2) 施設の利用許可に関する業務
- (3) 利用の取消し等に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) 利用料金の減免に関する業務
- (6) 利用料金の返還に関する業務
- (7) 施設の維持及び修繕に関する業務
- (8) 施設の安全管理に関する業務
- (9) その他、町長が管理上必要と認める業務

4 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金は運航事業者が案を定めることができるものとする。ただし、決定は議会の承認を得なければならない。
- (2) 利用料金は運航事業者の収入とし、利益が出た場合は将来への修繕及び定期検査等の維持管理に充てるものとする。

5 町と運航事業者の業務区分及びリスク分担

町と運航事業者の業務分担は別表1、町と運航事業者のリスク分担は別表2のとおりとする。但し、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合、又は疑義が生じた場合は、町と運航事業者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとする。

6 指定期間

指定管理を受けた日から14年とする。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 竹富町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）又は、第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと。
- (6) 運航に従事する予定の者が、当該船舶の基準に適合した海技免許（甲板部・機関部）を有すること。
- (7) 竹富町及び石垣市周辺海域の航路・港湾において、年間30航海以上の貨物船及び旅客船の運航実績が直近10年間で複数回あること。
- (8) 石垣市内に常設の事務所を設置するなど、いかなる状況においても運航担当者が竹富町役場担当部署・担当者との面談が可能となる体制が取れること。

8 賃借料に関すること

賃借料は、竹富町が貨物輸送船を建造する上で負担した金額を基に算出するものとする。

例：総事業費 615,335,000円

町負担金 123,067,000円

※現在の総事業費での試算は、20万円/月程度の見込み。総事業費に変更があれば賃借料にも変更がある。賃借料の他、毎月純利益の○%を基金のような形で積み立てしていくことも検討。候補者が決定し、双方で意向を確認する必要がある。

9 選定の基準

- (1) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- (2) 農畜産物及び農畜産物に関する物資を計画的に運搬すること。
- (3) 人災及び災害等の緊急時には最大限の協力をすること。
- (4) 各船会社が所有する貨物船の代替船としての使用はできない。但し、一時的なものを除く。
- (5) 年間 350 回以上運航すること。(片道 1 回換算)

10 提出書類

- (1) 指定申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 収支予算書(様式第 3 号)
- (4) 申請団体の定款又は登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類で、団体指定許可の写しや会則等)
- (5) 申請団体の申請前年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類で収支決算書等)
決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 義務履行確認書
- (7) 企業又は団体の概要(別表 3)
- (8) 職員の配置計画(別表 4)
- (9) その他町長が必要と認める書類

11 申請に係る経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 選定委員に対し、本件申請に関して接触の事実が認められたとき。
- (6) その他、不相当と認められるもの。

13 質問等の受付

令和 6 年 8 月 15 日(木)～令和 6 年 8 月 30 日(金) 14:00 まで
書面またはメール(seisaku@town.taketomi.okinawa.jp)にて提出
電話での質問は受付不可

受け付けた質問及び回答は HP で公表する

14 指定管理者選定の手続き

(1) 指定の議決

当該船舶造船工事が完了し、直近の町議会における地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の議決があったとき、選定者を指定管理者に指定する。

(2) 協定書の締結

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理基準に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥ 町が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑦ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ 管理業務に個人情報の保護に関する事項
- ⑨ その他町長等が必要と認める事項

15 指定の取り消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行ができない恐れがあると認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は協定を解除することとする。

16 その他

- (1) 申請者から提出された書類は返却しない。
- (2) 申請者から提出された書類は必要に応じて複写する。
- (3) 申請者から提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

17 スケジュール

(1) 参加意思・参加資格確認書の提出

令和 6 年 8 月 15 日（木）～令和 6 年 9 月 6 日（金）14:00 まで

- (2) 必要書類の提出 参加意思・参加資格確認書の提出者へ別途案内
- (3) 運航事業者候補選定期間 令和 6 年 9 月下旬
- (4) 運航事業者候補指定通知 令和 6 年 10 月上旬
- (5) 指定管理者決定時期 令和 7 年 9 月頃予定
- (6) 指定管理開始 令和 7 年 10 月頃予定